

PCT規則改正（2017年7月施行）等にもなう国際出願願書の表示変更

インターネット出願ソフト Ver. [i3.30]

国際出願願書の表示を以下 a. b. のように変更しました。

今回の願書表示変更は、PCT規則改正に対応するための形式的変更ですので、条約上の効果を変更するものではなく、**従来願書の表示内容と実質的な差異はございません。**なお、インターネット出願ソフトを用いて行った国際出願は、従来どおり電子データが原本となりますが、本バージョンである Ver. [i3.30] と前バージョンである Ver. [i3.20] に同一の内容を入力し、国際出願願書を作成した場合、同一の電子データが作成されます。

a. 国際出願願書の欄名称を以下のように変更しました。

<願書表示例>

VII-1	特定された国際調査機関(ISA)	日本国特許庁 (ISA/JP)
VII-2	先の調査の利用請求	
VII-2-1	出願日	2016年 10月 03日 (03.10.2016)
VII-2-2	出願番号	2016-499999
VII-2-3	国名(又は広域官庁)	日本国 JP
VII-2-6	出願人は受理官庁に対し、先の調査の結果の写しを作成して国際調査機関へ送付することを請求する(規則12の2.1(b)及び(d))。	

願書欄番号

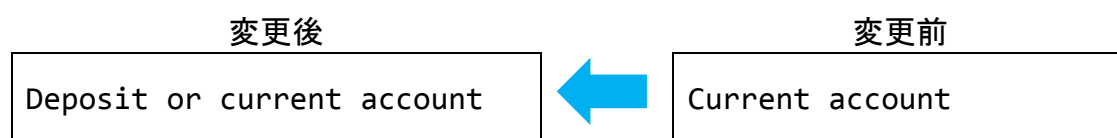
願書欄名称 (表示変更箇所)

[変更一覧]

願書欄番号	日本語／英語	表示変更後	表示変更前	備考
VII-n-5 (先の調査の利用請求)	日本語	書類が国際調査機関が認める形式及び方法で国際調査機関によって入手可能であるため、出願人が受理官庁又は国際調査機関に提出することを要求されない(規則12の2.1(c)及び(d)並びに12の2.2(b)):	書類については、ISAが認める形式及び方法で、ISAが入手可能であるため、出願人はISAへこの書類を提出する必要はない。(規則12の2.1(f)):	日本語で願書を作成する場合は、この欄を使用しません。
	英語	Documents are available to the ISA in a form and a manner acceptable to it, and therefore do not need to be submitted by the applicant to the receiving Office, or to the ISA (Rules 12bis1.(c) and (d) and 12bis.2(b)):	Documents are available to the ISA in a form and manner acceptable to it and therefore do not need to be submitted by the applicant to the ISA (Rule 12bis.1(f)):	国際調査機関が日本国特許庁 Japan Patent Office (ISA/JP) の場合は、この欄を使用しません。
VII-n-6 (先の調査の利用請求)	日本語	出願人は受理官庁に対し、先の調査の結果の写しを作成して国際調査機関へ送付することを請求する(規則12の2.1(b)及び(d))。	写しを作成しISAへ送付することを、受理官庁に対して請求する。(規則12の2.1(c)):	日本語で願書を作成する場合は、この欄を使用しません。
	英語	The applicant requests the receiving Office to prepare and transmit to the ISA a copy of the earlier search results (Rule 12bis.1(b) and (d)).	The receiving Office is requested to prepare and transmit to the ISA (Rule 12bis.1(c)):	国際調査機関が日本国特許庁 Japan Patent Office (ISA/JP) の場合は、この欄を使用しません。
VI-n-3 (先の国内出願に基づく優先権主張)	日本語	パリ条約同盟国名又はWTO加盟国名	国名	出願方法で「国内出願 National」を選択している場合に表示されます。
	英語	Country or Member of WTO	Country	
X-n-2 (出願人、代理人又は代表者の記名押印)	日本語	—	署名者の氏名	表示変更後は、表示されません。
	英語	—	Name of signatory	

n は任意の数字

b. 英語 PCT 手数料計算用紙 (願書付属書) における「予納台帳」の英語表現を以下のように変更しました。



<PCT 手数料計算用紙 (願書付属書) 表示例>

12-21	Mode of payment	Authorization to charge deposit or current account
12-22	Deposit or current account instructions	
	The receiving Office	Japan Patent Office (RO/JP)
12-22-1	Authorization to charge the total fees indicated above	✓
12-23	Deposit or current account No.	000011